

令和2年度第4回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和2年7月6日(月) 午前9時30分から
岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

- 議案第23号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について
- 議案第24号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について
- 議案第25号 生産緑地に係る主たる従事者の証明願について
- 議案第26号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第27号 非農地通知交付申請について
- 議案第28号 農地利用集積計画について
- 議案第29号 農用地利用配分計画案について
- 議案第30号 農地利用計画の変更について
- 議案第31号 農地の権利取得時における別段の面積の設定について

報告

- 報告第18号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について
- 報告第19号 現況証明願について
- 報告第20号 農地の改良のための届出の受理について
- 報告第21号 農地の転用のための届出の受理について
- 報告第22号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

- 1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 酒井 功二、4番 柴田 直己、
5番 成瀬 金芳、6番 畔柳 明雄、8番 酒井 誠一、9番 市川 悦通、
10番 岡 彦造、11番 高木 政昭、12番 赤堀 幸範、13番 加藤 健一、
15番 羽根田 正志、16番 片岡 幸雄、17番 近藤 靖一、18番 藤井 弘朗、
19番 山口 和恵

(農地利用最適化推進委員)

- 20番 阿部 征雄、21番 岩瀬 勝國、22番 小野 盛光、23番 杉浦 省二
24番 浅岡 治徳、25番 川澄 秀世、26番 倉橋 勲、27番 柴田 享、
28番 中野 永太郎、29番 保田 眞吉、30番 水越 元、31番 市川 眞人、
32番 加藤 春雄、33番 内藤 六市、35番 阿部田 光春、36番 兵藤 護、
37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員)なし

(農地利用最適化推進委員)なし

5 出席事務局員

農業委員会事務局 事務局長 植山 論、事務局次長 山内 増樹、
総務係係長 室田 すみえ、主任主査 遠藤 研吾、
主査 三矢 洋平、主事 加藤 節、主事 粟生 大樹
農務課 総務係 主査 野澤 明浩、主査 豊田 明都、
主事 伊藤 輝

5 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員はおりませんので、定数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出についておはかりいたします。会長一任で御異議ございませんか。

委員：(異議なし)

会長：それでは6番 畔柳 明雄委員と8番 酒井 誠一委員をお願いいたします。それでは、議案第23号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局：(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って7件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を願います。

石川 委員：17番 調査日7月2日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請書記載事項の真否は真であります。当事者間において合意できています。受人は耕作することが確実と認められます。受人は取得後、下限面積以上耕作していると認められます。申請理由は、受人・渡人とも適当です。受人には貸農地又は不耕作地はありません。地域農業との関係は、調和が図られ支障ありません。効率的に耕作ができる状況であると認められます。取得後も全ての農地を耕作すると認められます。よって、総合意見として許可と考えます。

片岡 委員：18番 調査日6月26日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請書記載事項の真否は真であります。当事者間において合意できています。受人は耕作することが確実と認められます。受人は取得後、下限面積以上耕作していると認められます。申請理由は、受人・渡人とも適当です。受人には貸農地又は不耕作地はありません。地域農業との関係は、調和が図られ支障ありません。効率的に耕作ができる状況であると認められます。取得後も全ての農地を耕作すると認められます。よって、総合意見として許可と考えます。

阿部 委員：20番 調査日6月25日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の

通りです。この議案は、遠方に住む方が相続した農地が耕作するのに不都合であるため、農地の隣地に住む方へ譲り渡したいという申請になります。現在の状況は畑であり、地域農業との関係は、調和が図られ支障ありません。効率的に耕作ができる状況であると認められます。取得後も全ての農地を耕作すると認められます。よって、総合意見として許可と考えます。

柴田（享） 委員：21番 調査日7月1日。この議案は、譲渡人が体調を崩し、農業ができないことから、同じ町内に住む従兄弟に譲り渡したいというものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請書記載事項の真否は真であります。当事者間において合意できています。受人は耕作することが確実と認められます。受人は取得後、下限面積以上耕作していると認められます。申請理由は、受人・渡人とも適当です。受人には貸農地又は不耕作地はありません。地域農業との関係は、調和が図られ支障ありません。効率的に耕作ができる状況であると認められます。取得後も全ての農地を耕作すると認められます。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。続いて19番、22番、23番は山内委員が申請代理人のため、審議にあたり一度退席をお願いします。

（山内委員退席）

会長：それでは調査担当委員の意見をお願いします。

片岡 委員：19番 調査日6月24日。申請内容は別紙のとおり。譲受人は譲渡人よりも年齢が上であるが、息子の助けを得ながら農業を頑張っておられます。譲渡人は当該農地から10キロ近く離れており、年をとり管理が難しくなってきたことから、譲り渡したいというものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請書記載事項の真否は真であります。当事者間において合意できています。受人は耕作することが確実と認められます。受人は取得後、下限面積以上耕作していると認められます。申請理由は、受人・渡人とも適当です。受人には貸農地又は不耕作地はありません。地域農業との関係は、調和が図られ支障ありません。効率的に耕作ができる状況であると認められます。取得後も全ての農地を耕作すると認められます。よって、総合意見として許可と考えます。

阿部田 委員：22番 調査日6月26日。この議案は譲受人が申請農地への通作の都合が良く、経営規模を拡大したいとのことから、譲渡人と合意ができ、申請されたものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請書記載事項の真否は真であります。当事者間において合意できています。受人は耕作することが確実と認められます。受人は取得後、下限面積以上耕作していると認められます。申請理由は、受人・渡人とも適当です。受人には貸農地又は不耕作地はありません。地域農業との関係は、調和が図られ支障ありません。効率的に耕作ができる状況であると認められます。取得後も全ての農地を耕作すると認められます。よって、総合意見として許可と考えます。

23番 調査日6月26日。譲受人の居住地の目の前の農地について、譲渡人が高齢のため耕作できないことから、お互いに合意ができ申請されたものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請書記載事項の真否は真であります。当事者間において合意できています。受人は耕作することが確実と認められます。受人は取得後、下限面積以上耕作していると認められます。申請理由は、受人・渡人とも適当です。受人には貸農地又は不耕作地はありません。地域農業との関係は、調和が図られ支障ありません。効率的に耕作ができる状況であると認められます。取得後も全ての農地を耕作すると認められます。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。山内委員には入室していただきます。

(山内委員入室)

会長：次に議案第24号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って11件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いいたします。

赤堀 委員：39番 調査日6月30日。申請内容は別紙のとおり。申請者は魚介類を加

工販売してみえるかたで、その加工する施設が老朽化してきたため、道を挟んだ反対側にある畑に移転をしたいというものです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況は畑です。農地区分は第3種農地です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。申請内容及び現地での調査、また、近隣の耕作者からの聞き取りにより、転用による地域農業への影響、被害防除措置等は問題ないと確認しています。その他問題となる点はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

40番 調査日は6月30日。この議案は、現在借家で暮らしているが、子供の成長に伴い家財が増え手狭になったため申請地に分家住宅を建築したいという申請になります。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況は畑です。農地区分は第1種農地です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。申請内容及び現地での調査、また、近隣の耕作者からの聞き取りにより、転用による地域農業への影響、被害防除措置等は問題ないと確認しています。その他問題となる点はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

加藤（健） 委員：41番 調査日は6月26日。この議案は、現在実家で暮らしているが、今年1月に結婚し同居するには手狭であるため申請地に分家住宅を建築したいという申請になります。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況は畑です。農地区分は第3種農地です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。また、近隣の耕作者からの聞き取りにより、転用による地域農業への影響、被害防除措置等は問題ないと確認しています。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

片岡 委員：42番 調査日6月24日。この議案は、申請地の隣接地で農業を営んでいるが、農業用の資材置き場が不足しているため申請地を資材置き場・利用したいという申請になります。ただし、すでに資材置き場として利用されているため始末書が添付されています。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況は雑種地です。農地区分は第2種農地です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。また、近隣の耕作者からの聞き取りにより、転用による地域農業への影響、被害防除措置等は問題ないと確認しています。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

藤井 委員：43番 この議案は、高齢になる両親の面倒をみるため、両親の居住地の隣接地である申請地に分家住宅を建築したいという申請になります。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

浅岡 委員：44番 調査日6月26日。この議案は、現在賃貸アパートに夫と子供の3人で住んでいるが、子供の成長に伴い手狭になったため申請地に分家住宅を建築したいという申請になります。請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。農地区分は第1種農地です。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

加藤（春） 委員：45番 調査日6月26日。この議案は、現在賃貸アパートに夫と子供の3人で住んでいるが、子供の成長に伴い手狭になったため申請地に分家住宅を建築したいという申請になります。請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。農地区分は第1種農地です。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

兵藤 委員：47番 調査日6月24日。この議案は、運送業を営んでいるが、業務拡大に伴い倉庫が不足するため、岡崎東インターへの交通アクセスが便利な申請地を流通業務施設として利用したいという申請になります。請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。農地区分は第2種農地です。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

48番 調査日6月24日。この議案は、現在使用している資材置場を一部売却する必要があり、残存の資材置場に隣接している申請地を利用したいという申請になります。請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。農地区分は第2種農地です。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

49番 調査日6月24日。この議案は、現在使用している資材置場を売却する必要があり、移転先として申請地を資材置場として利用したいという申請になります。請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。農地区分は第2種農地です。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井 委員：申請番号 48 番、49 番の案件について、法的には問題ないとは思いますが、自分の土地を売って、新たに土地を借りられています、なぜこのような申請をされたのか分かれば教えていただきたい。

事務局：今回の議案の譲受人の会社が申請地を含む一体的な土地をまとめたいという話があり、譲渡人との同意ができたことからこのような申請となりました。

会長：その他のご質問はございませんか。

(なし)

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。ただし、申請番号 47 番につきましては転用面積が 3,000 m²を超える案件のため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聴き、許可するものとします。続いて 46 番は山内委員が申請代理人のため、審議にあたり一度退席をお願いします。

(山内委員退席)

会長：それでは調査担当委員の意見をお願いします。

阿部田 委員：46 番 調査日 6 月 25 日。この議案は、土木建築業を営んでいるが駐車場が不足しているため、事務所の隣接地である申請地を駐車場として利用したいという申請になります。ただし、すでに駐車場として利用しているため始末書が添付されています。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。農地区分は第 2 種農地です。最寄りの集落からの距離は概ね 50m 以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。山内委員には入室していただきます。

（山内委員入室）

会長：次に議案第 24 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

加藤（春） 委員：5 番 調査日 6 月 27 日。申出者、買取り申出事由の生じた者の氏名については、議案書に記載の通りです。今回の議案は申し出事由を生じたかたが膝を痛めたということで農業に従事できなくなったため申請されたものです。本人へ聞き取り調査を行ったところ、経営主として農作業を年間 200 日程度行っていたということから主たる従事者に該当しますので、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 26 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った。）

高木 委員：6 番 調査日 7 月 2 日。申出者の氏名については、議案書に記載の通りです。今回申請人につきまして、農業を営んでいた被相続人から農地を相続して、相続人が利用権による特定貸付を行っていくというものです。記載事項について間違いありませんでした。また、申請地での確認、本人への聞き取り等により申請地で耕作がされていることを確認出来ております。よって、総合意見として許可と考えます。

7 番 調査日 7 月 2 日。申出者の氏名については、議案書に記載の通りです。今回申請人につきまして、農業を営んでいた被相続人から農地を相続して、相続人が自ら農業を行っていくというものです。記載事項に間違い等ありませんでした。申請地での確認、本人への聞き取り等により申請地で耕作がされていることを確

認出来ております。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。次に議案第 27 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請について、議案書に沿って 3 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

柴田(享) 委員：8 番、9 番は申請地が隣合わせであり、案件がほとんど同じであるため、併せてご審議いただきますようお願いいたします。申請地は山間部であり、著しく山林化しております。過去には田として使っておりましたが、28 年ほど前から使用していないとのことです。調査日 7 月 1 日。申請者の氏名については、議案書に記載の通りです。現状は山林であり農地に復元することが困難な土地となっております。よって調査員総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。続いて 7 番は山内委員が申請代理人のため、審議にあたり一度退席をお願いします。

(山内委員退席)

会長：それでは調査担当委員の意見をお願いします。

柴田(直) 委員：7 番 調査日 6 月 30 日。現地は完全に山林化しており、過去にここが農地であったかも分からない状態です。また、その場所へ行く道もない状態で、どうしようもない土地となっております。よって、農地として利用できない状態でありますので、調査員総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。山内委員には入室していただきます。

（山内委員入室）

会長：次に議案第 28 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った。）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 29 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った。）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 30 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用計画の変更について、議案書に沿って説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

岡 委員：1番。この議案については、西部給食センターの建て替えということで、農振除外する申請となります。現状は水田です。申請内容及び現地での調査により、農振除外による地域への影響及び用排水等への影響はありません。その他問題となる点はありません。よって調査員総合意見として可とします。

赤堀 委員：2番。この議案については、申請者である法人の業務拡張につきまして、駐車場の建設をするための申請になります。調査日は6月30日。近隣の状況は集落地域。周辺農地の一体利用への影響はなし。用排水への影響はなし。その他問題となる点はありません。よって調査員総合意見として可とします。

藤井 委員：4番。この議案については、申請者である法人が当該農地を資材置き場として利用するための申請になります。申請内容及び現地での調査により、農振除外による地域への影響及び用排水等への影響はありません。その他問題となる点はありません。よって調査員総合意見として可とします。

加藤 委員：6番。調査日は6月27日。この議案については、学童保育等を運営する事業者が園児の増加が見込まれるため、申請地に新たに事業所を建築したいというものです。近隣の状況は集落地域。周辺農地の一体利用への影響はなし。用排水への影響はなし。その他問題となる点はありません。よって調査員総合意見として可とします。

内藤 委員：7番。調査日は6月27日。この議案については、7人で同居する家族の駐車場が不足しているため、農地を駐車場にしたいという申請になります。近隣の状況は集落地域。周辺農地の一体利用への影響はなし。用排水への影響はなし。その他問題となる点はありません。よって調査員総合意見として可とします。

8番。調査日は6月27日。この議案については、農地に分家住宅を建築したいという申請になります。近隣の状況は集落地域。周辺農地の一体利用への影響はなし。用排水への影響はなし。その他問題となる点はありません。よって調査員総合意見として可とします。

事務局：9番。この議案は法人が、農地の一部を携帯アンテナ基地局として利用するものです。近隣の状況は山間地域。周辺農地の一体利用への影響はなし。用排水への影響はなし。その他問題となる点はありません。よって調査員総合意見として可とします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。3番、5番ですが、山内委員が申請代理人となっていますので、山内委員には席を外していただきます。

（山内委員退席）

会長：それでは調査員担当意見をお願いいたします。

赤堀 委員：3番 調査日6月26日。この議案は、養鶏加工を行う申請者が農地を駐車場として利用したいという申請になります。近隣の状況は集落地域。周辺農地の一体利用への影響はなし。用排水への影響はなし。その他問題となる点はありません。よって調査員総合意見として可とします。

川澄 委員：5番 調査日7月2日。この議案については、農地に分家住宅を建築したいという申請になります。近隣の状況は集落地域。周辺農地の一体利用への影響はなし。用排水への影響はなし。その他問題となる点はありません。よって調査員総合意見として可とします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。山内委員には入室していただきます。

（山内委員入室）

会長：次に議案第31号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地の権利取得時における別段の面積の設定（旧額田町地区の空き家に付随した農地を取得する際の別段の面積を1アールとする。）について、議案書に沿って説明を行った。）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

山内 委員：2点確認させてください。1点目、空き家バンクに登録されていない場合でも制度を利用できるのかどうか。2点目は、この制度ができる前にこの制度の条件に適合するかたがいた場合、過去に遡って条件を適用でき、農地の取得時における面積要件の緩和が受けられるのかどうか。

事務局：1点目のご質問については、本制度は空き家バンクの制度とは連携しておらず、申請時点で電気、水道、ガスが使用されていないことが証明できる書類により、空き家であることが証明できるものについては全て本制度が適用されます。つまり、空き家バンクへの登録の有無は必要ありません。2点目のご質問については、1点目の回答につながりますが現時点では空き家バンクの制度と連携できておらず、過去に遡って空き家であることを証明する手段がないため、本制度の適用はできないものとなります。

酒井 委員：新しい制度ということで市民の皆様への周知方法はどのようにお考えですか。

事務局：現時点では具体的に決まっていないため、詳細には申し上げられないですが、ホームページはもちろんのこと、市政だよりを含めた様々な広告媒体を利用して周知することを考えています。

近藤 委員：近隣住民等から相談があった場合に、農業委員として本制度として積極的に斡旋していいか。

事務局：本制度を適用するにあたり、幅広く周知が必要と考えますので、積極的にご相談に乗っていただければと思います。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

| | |
|--------------------------------|-----|
| 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について | 71件 |
| 現況証明願について | 2件 |
| 農地の改良のための届出の受理について | 2件 |
| 農地の転用のための届出の受理について | 6件 |
| 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について | 24件 |

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

- 午前 11 時 35 分終了 -

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（ 6 番 ）

岡崎市農業委員会委員（ 8 番 ）